

共同研究施設臨床系研究室利用内規

(趣旨)

この内規は日本医科大学共同研究施設臨床系研究室の利用に関する必要事項を定める。

(目的)

1. 日本医科大学共同研究施設臨床系研究室は、本学共同利用研究施設の中に位置づけられ、臨床医学系研究者の研究活動を積極的に推進することを目的として運営される。臨床系研究室には研究者に実験の場、機器使用の便、専門技術等を提供する共同利用研究設備、および臨床医学系分野各教室が独自の研究をすることを目的とする臨床医学系分野各教室研究室が設けられている。

(利用者の範囲)

2. 臨床系研究室を利用出来るものは原則として本学臨床医学系分野教室に在籍する教職員および研究生、大学院生、利用者が指導する医学部学生、臨床医学系教室との共同研究を行うことに関して所定の手続きが取られている学内外研究者、臨床系研究室教職員、また臨床医学系分野教室に属する研究支援員、実験補助員等とする。また共同研究施設内の他共同研究室および学内各部署との連携のため前述以外の者の利用を室長が認める場合がある。

(利用手続きと許可)

3. 臨床系研究室の研究設備利用に際しては所定の利用許可願書を臨床系研究室事務室へ提出し、研究室長の許可を得ること。利用許可は年度毎とし、年度の途中からの利用であっても利用許可は年度を越えず一年以内とする。所定の手続き等の詳細は、臨床系研究室利用手引きに別に定める。

(運営)

4. 臨床系研究室には学長が任命した室長が置かれる。臨床系研究室の運営は室長が委員長を務める臨床系研究室管理運営委員会で協議される。同管理運営委員会については日本医科大学研究部共同研究施設臨床系研究室管理運営委員会運営細則（平成 28 年 10 月 1 日細則第 26 号）で定められている。

(部門構成)

5. 臨床系研究室の運営を効率的に進めるために次の部門を設ける。

- ・ 遺伝子解析部門
- ・ 蛋白解析部門
- ・ 病理解析部門
- ・ 動物実験部門
- ・ 研究支援部門

各部門には専門的知見を有する部門長を置く。部門長は室長が推薦し学長が任命する。部門長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(管理と業務)

6.

(1) 臨床系研究室教職員は、室長の指導の下で臨床系研究室教職員が共同研究設備、その他臨床系研究室に関する管理業務および臨床医学研究者への研究支援業務を行う。

研究室に関連する建物設備等の管理については臨床系研究室事務室を通じ大学庶務課が担当する。

各教室研究エリアについては各教室運営委員が管理するが、建物設備や一部共用部分に関しては臨床系研究室事務室が管理する。

(2) 臨床系研究室配属の教育職は医学部生への教育も担当する。

(経費)

7. 臨床系研究室の運営に関わる経費については研究部委員会より配分される年度予算で処理されるが、一部の研究装置については維持管理に必要な経費を利用者分担制とする。利用者が機器備品等を故障、破損させた場合にかかる修理又は補充経費は原則として利用者負担とする。利用者側でとれる責任負担の限度を超える場合等は臨床系研究室運営委員会で協議する場合がある。